

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◇ 3年分一括払の自賠責保険料

**Q** : 当社は、この度乗用車を購入し自賠責保険料を支払いました。この自賠責保険料は3年分一括払となっていますが、契約期間が一年を超えていることから長期前払費用として未経過期間に対応する保険料について前払処理をしなければならないのでしょうか。

**A** : 継続適用を条件に損金として処理することができます。

#### 【解説】

自賠責保険契約は一般の損害保険契約と性格が異なり、保険期間も最長3年であり、かつ、保険料も少額であることから、強いて期間対応して損金の額に算入しなければならないものとは考えられないため、継続して支出時の損金として計上している場合にはその経理処理が認められます。

つまり自賠責保険は、その締結が強制されていることや、その契約に係る保険料の支払がなければ車検を受けることができないことから、その保険料は車検費用の一部とも考えられているため、このような処理が認められています。

また、保険料を年払で支払った場合にも、短期前払費用（支出の日から一年以内に提供を受ける役務に係る支払額）として継続適用を条件に損金として処理することが認められています。

